

万国郵便連合憲章の第八追加議定書、万国郵便連合一般規則の  
第一追加議定書及び万国郵便条約の説明書

目次

一 概説

1	憲章の追加議定書の成立経緯
(1)	背景
(2)	経緯
2	憲章の追加議定書締結の意義
3	憲章の追加議定書の締結により我が国が負うこととなる義務
4	早期国会承認が求められる理由
(参考)	憲章の追加議定書の内容
III	憲章の追加議定書の実施のための国内措置
一	概説
II	万国郵便連合一般規則の第一追加議定書
1	一般規則の追加議定書の成立経緯
(1)	背景
(2)	経緯
2	一般規則の追加議定書締結の意義
3	一般規則の追加議定書の締結により我が国が負うこととなる義務
4	早期国会承認が求められる理由

二	一般規則の追加議定書の内容	.....																	
三	一般規則の追加議定書の実施のための国内措置	.....																	
(参考)																			
III	万国郵便条約	.....																	
一	概説	.....																	
1	条約の成立経緯	.....																	
(1)	背景	.....																	
(2)	経緯	.....																	
2	条約締結の意義	.....																	
3	条約の締結により我が国が負うこととなる義務	.....																	
4	早期国会承認が求められる理由	.....																	
二	条約の内容	.....																	
1	条約	.....																	
(1)	国際郵便業務に適用される共通の規則	.....																	
(2)	通常郵便及び小包郵便に適用される規則	.....																	
(3)	補償金	.....																	
(4)	最終規定	.....																	
2	最終議定書	.....																	
三	主要変更点	.....																	
1	定義	.....																	
2	「郵政庁」の語の「加盟国」及び「指定された事業体」への置換え	.....																	
九	九	九	九	九	八	八	八	八	七	七	七	七	七	七	七	七	六	五	五

3	郵便切手
4	持続可能な開発
5	引き受けられない郵便物及び禁制
6	引き受けられる伝染性物質
7	到着料
8	業務の質を改善するための基金
四	条約の実施のための国内措置
(参考)	



# I 万国郵便連合憲章の第八追加議定書

## 一 概説

### 1 憲章の追加議定書の成立経緯

#### (1) 背景

万国郵便連合（以下「連合」という。）は、郵便業務の効果的運営により諸国民間の通信連絡を増進し、文化、社会及び経済の分野における国際協力に寄与することを目的として明治七年（千八百七十四年）に設立された国際機関であり、昭和二十二年（千九百四十七年）に国際連合の専門機関となつた（我が国は、明治十年（千八百七十七年）に連合に加盟した。連合の加盟国は、平成二十一年（二千九年）八月一日現在、百九十一箇国である。）。万国郵便連合憲章（以下「憲章」という。）は、昭和三十九年（千九百六十四年）に、それまでの万国郵便条約に定められていた事項のうち連合の組織規定に当たるものとすら基本的文書として作成された。

#### (2) 経緯

連合の最高機関である大会議は、通常四年ごとに開催され、憲章等連合の文書の改正、新たな文書の作成等を行うこととされている。平成二十年（二千八年）七月二十三日からジュネーブで開催された第二十四回大会議において、連合の組織及び運営並びに国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、連合の運営を向上させる目的で憲章の一部改正について定める憲章の第八追加議定書（以下「憲章の追加議定書」という。）が同大会議の最終日の八月十二日に採択された。

### 2 憲章の追加議定書締結の意義

この憲章の追加議定書は、連合の運営等に関する事項についての所要の変更を加えるため、憲章を改正するものである。我が国がこの憲章の追加議定書を締結することは、引き続き連合の加盟国として活動するために極めて重要である。

### 3 憲章の追加議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

我が国は、この憲章の追加議定書を締結することにより、連合の運営への参加についてこの憲章の追加議定書に定める義務を負う。

#### 4 早期国会承認が求められる理由

この憲章の追加議定書は、平成二十二年（二千零十一年）一月一日に効力を生ずることとなつてゐるところ、国際郵便業務を実施するための法的根拠を確保し、国民の円滑な経済活動を確保するとの観点から、この憲章の追加議定書を早期に締結する必要がある。

#### 二 憲章の追加議定書の内容

この憲章の追加議定書は、前文、本文十箇条及び末文から成り、その概要是、次のとおりである。

- 1 連合の文書において使用される用語の定義を追加した（憲章の追加議定書第一条により改正される憲章第一条の一）。
- 2 「郵政庁」の語を「加盟国」又は「指定された事業体」に置き換えた（憲章の追加議定書第一条により改正される憲章第一条の二等）。

#### 三 憲章の追加議定書の実施のための国内措置

この憲章の追加議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

1 作成 平成二十年八月十二日 ジュネーブにおいて作成

2 効力発生 平成二十二年一月一日

3 署名国 百三十七箇国

アルバニア、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ブータン、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カナルー、カナダ、カーボヴェルデ、チャド、チリ、中華人民共和国、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チエコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ハイチ、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本国、ヨルダン、カザフスタン、大韓民国、クウェート、キルギス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、オランダ、オランダ領アンティール及びアルバ（\*）、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジエリア、北朝鮮（\*）、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スリナム、スワジランド、スウェーデン、イス、シリリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ジンバブエ

（\* 我が国は、国家として承認していない。）

4 締約国 平成二十一年八月一日現在 一箇国  
カーボヴェルデ

## II 万国郵便連合一般規則の第一追加議定書

### 一 概説

#### 1 一般規則の追加議定書の成立経緯

##### (1) 背景

万国郵便連合一般規則（以下「一般規則」という。）は、昭和三十九年（千九百六十四年）のウィーン大会議において憲章が新たに作成されたことに伴い、憲章の適用及び連合の運営を確保するための実施細目を定めるものとして作成された。一般規則は、憲章によりすべての加盟国に締結が義務付けられており、我が国は、その後作成された累次の一般規則を締結してきた。一般規則は、平成十六年（二千四年）にブカレストで開催された第二十三回大会議において恒久的な文書となり、平成十八年（二千六年）一月一日に効力を生じた。

##### (2) 経緯

平成二十年（二千八年）七月二十三日からジュネーブで開催された第二十四回大会議において、連合の組織及び運営並びに国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、連合の運営を改善する目的で一般規則の一部改正について定める一般規則の第一追加議定書（以下「一般規則の追加議定書」という。）が同大会議の最終日の八月十二日に採択された。

#### 2 一般規則の追加議定書締結の意義

この一般規則の追加議定書は、連合の運営等に関する事項についての所要の変更を加えるため、一般規則を改正するものである。我が国がこの一般規則の追加議定書を締結することは、引き続き連合の加盟国として活動するために極めて重要である。

#### 3 一般規則の追加議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

我が国は、この一般規則の追加議定書を締結することにより、連合の運営への参加についてこの一般規則の追加議定書に定める義務を負う。

#### 4 早期国会承認が求められる理由

この一般規則の追加議定書は、平成二十一年（二千十年）一月一日に効力を生ずることとなつてゐるところ、国際郵便業務を実

施するための法的根拠を確保し、国民の円滑な経済活動を確保するとの観点から、この一般規則の追加議定書を早期に締結する必要がある。

## 二 一般規則の追加議定書の内容

この一般規則の追加議定書は、前文、本文二十六箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

- 1 大会議の職務を追加した（一般規則の追加議定書第一条により追加される一般規則第一百一条の二）。
- 2 「郵政庁」の語を「加盟国」又は「指定された事業体」に置き換えた（一般規則の追加議定書第二条により改正される一般規則第一百二条等）。
- 3 翻訳費用の滞納について、分担金の滞納に関する規定を一部準用することとした（一般規則の追加議定書第二十条により改正される一般規則第一百二十八条）。
- 4 一時的な分担等級の引上げを可能とする規定を追加した（一般規則の追加議定書第二十一条により改正される一般規則第一百三十条）。

## 三 一般規則の追加議定書の実施のための国内措置

この一般規則の追加議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

六

1 作成 平成二十年八月十二日 ジュネーブにおいて作成

2 効力発生 平成二十二年一月一日

3 署名国 百三十七箇国

アルバニア、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ブータン、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カナルー、カナダ、カーボヴェルデ、チャド、チリ、中華人民共和国、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チエコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ハイチ、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本国、ヨルダン、カザフスタン、大韓民国、クウェート、キルギス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、オランダ、オランダ領アンティール及びアルバ（\*）、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジエリア、北朝鮮（\*）、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スリナム、スワジランド、スウェーデン、イス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ジンバブエ  
（\* 我が国は、国家として承認していない。）

4 締約国 平成二十一年八月一日現在 一箇国  
カーボヴェルデ

### III 万国郵便条約

#### 一 概説

##### 1 条約の成立経緯

###### (1) 背景

昭和三十九年（千九百六十四年）のウィーン大会議において憲章及び一般規則が新たに作成されたことに伴い、それまでの万国郵便条約（以下「条約」という。）に定められていた事項の一部がこれらの文書に移行し、条約は、国際郵便業務に適用される規定を内容とするものとなつた。条約は、憲章によりすべての加盟国に締結が義務付けられており、我が国は、その後作成された累次の条約を締結してきた。

###### (2) 経緯

現行の条約は、平成十六年（二千四年）にブカレストで開催された第二十三回大会議において作成され、平成十八年（二千六年）一月一日に効力を生じたものであるが、平成二十年（二千八年）七月二十三日からジュネーブで開催された第二十四回大会議において、国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、現行の条約に代わる新たな条約が同大会議の最終日の八月十二日に採択された。

##### 2 条約締結の意義

この条約は、国際郵便業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の条約を更新するものである。我が国がこの条約を締結することは、引き続き連合の加盟国として活動し、及び国際郵便業務を適切に実施するために極めて重要である。

##### 3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

我が国は、この条約を締結することにより、この条約の規定に従い、継越しの自由（他の加盟国への郵便物の送達の義務）の原則を遵守し、かつ、連合の加盟国との間で通常郵便業務及び小包郵便業務を実施する義務を負う。

##### 4 早期国会承認が求められる理由

この条約は、平成二十二年（二千十年）一月一日に効力を生ずることとなつており、これに伴い現行の条約は、効力を失うこと

となつてゐるところ、国際郵便業務を実施するための法的根拠を確保し、国民の円滑な経済活動を確保するとの観点から、この条約を早期に締結する必要がある。

## 二 条約の内容

この条約は、条約（前文、本文三十七箇条及び末文から成る。）及び最終議定書（前文、本文十五箇条及び末文から成る。）から成り、その概要は、次のとおりである。

### 1 条約

- (1) 国際郵便業務に適用される共通の規則（第一部）  
定義、普遍的な郵便業務、憲章に定める継越しの自由の原則の具体的な適用、郵便物の所属、料金、郵便切手、違反行為等について規定している。
- (2) 通常郵便及び小包郵便に適用される規則（第二部）
  - (イ) 業務の提供（第一章）  
基礎業務、追加の業務、引き受けられない郵便物及び禁制、調査請求、税関検査及び関税その他の課金等について規定している。
  - (ロ) 責任（第二章）  
加盟国及び指定された事業体の責任及び賠償金並びに免責、差出人の責任、賠償金の支払等について規定している。
- (3) 通常郵便に関する特別規定（第三部）
  - (イ) 補償金（第三部）  
到着料及びその料率、業務の質を改善するための基金、継越料等について規定している。
  - (ロ) その他の規定（第二章）

航空運送料、小包郵便の陸路割当料金及び海路割当料金並びにこれらの料金の額を定めることについての郵便業務理事会の権限について規定している。

(4) 最終規定（第四部）

この条約及びその施行規則に関する議案の承認の条件、大会議の際に提出される留保並びにこの条約の効力発生及び有効期間について規定している。

2 最終議定書

条約の規定に対する留保を内容としている。

我が国は、点字郵便物についての郵便料金の免除について留保を付し、また、外国における通常郵便物の差出しについて一部の加盟国から付された留保規定について留保を付している（第三条及び第十三条）。

三 主要変更点

1 定義

この条約において使用される用語の定義を追加した（第一条）。

2 「郵政府」の語の「加盟国」及び「指定された事業体」への置換え

「郵政府」の語を「加盟国」又は「指定された事業体」に置き換えた（第一条等）。

3 郵便切手

郵便切手には発行する加盟国又は地域の名称をローマ文字で記載しなければならないところ、切手を発明した国であるグレートブリテンについては例外が認められる旨を明確化した（第八条）。

4 持続可能な開発

加盟国は、郵便業務のすべての段階における環境、社会及び経済に関する活動に焦点を当てた持続可能な開発に関する活動の戦略を採用し、及び実行し、並びに郵便業務の範囲内で持続可能な問題に関する周知を図ることとした（第十条）。

5 引き受けられない郵便物及び禁制

偽造又は海賊版の物品が追加された（第十五条）。

6  
引き受けられる伝染性物質

例外的に通常郵便物及び小包郵便物に入れることができる危険物を、放射性物質及び生物学上の材料から、放射性物質及び伝染性物質に変更した（第十六条）。

7  
到着料

(1) 到着料に関する規定の適用のため、すべての国及び地域は、(イ)二千十年より前に目標制度に参加した国及び地域、(ロ)二千十年及び二千十二年の時点において目標制度に参加する国及び地域（新たに目標制度に参加する地域）並びに(ハ)移行制度に参加している国及び地域のいずれかに分類されることとなつた（第二十七条）。

(2) 現行の適用料率の引上げを行つた（第二十八条及び第二十九条）。

8  
業務の質を改善するための基金

業務の質を改善するための基金への拠出を増やすため、開発途上国に対する到着料率に一定の比率分が増額される旨規定した（第三十条）。

四  
条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

- 1 作成 平成二十年八月十二日 ジュネーブにおいて作成
- 2 効力発生 平成二十二年一月一日
- 3 署名国 百三十七箇国

アルバニア、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ブータン、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カーメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、チャド、チリ、中華人民共和国、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チエコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ハイチ、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本国、ヨルダン、カザフスタン、大韓民国、クウェート、キルギス、ラトビア、レバノン、レスト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、オランダ領アンティール及びアルバ（\*）、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジエリア、北朝鮮（\*）、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シェラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スリナム、スワジランド、スウェーデン、イスス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ジンバブエ

（\* 我が国は、国家として承認していない。）
- 4 締約国 平成二十一年八月一日現在 一箇国  
カーボヴェルデ

